

発議第8号

令和5年11月29日

国東市議会議長 丸小野 宣康 様

提出者 国東市議会議員 瀧口 由美子

賛成者 国東市議会議員 吉田 眞津子

生理用品を消費税軽減税率の対象にすることを求める意見書（案）

上記議案を別紙のとおり会議規則14条の規定により提出します。

生理用品を消費税軽減税率の対象にすることを求める意見書（案）

物価高騰が家計を圧迫する中、経済的な理由などから生理用品を入手することが困難な状態にある「生理の貧困」が社会問題となっています。内閣府男女共同参画局が開催した「コロナ下の女性への影響と課題に関する研究会」の緊急提言によると、新型コロナウイルス感染拡大により特に経済的影響を受けているのは女性であり、困窮の深刻さは増すばかりです。こうした状況を踏まえ、2021年に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針」において生理の貧困への対策が初めて明記され、具体的な内容を示した「女性活躍・男女共同参画の重点方針 2021」において、生理の貧困を「女性の健康や尊厳に関わる重要な課題」と指摘しています。また、2022年2月の厚生労働省の調査により、収入が減り家計を切り詰める中で、生理用品の購入を躊躇したり、交換する回数を減らしたりする実態が明らかになりました。生理用品を使用せずに日常の生活をおくることはできません。また生理用品を交換せず使用することは、感染症などの病気の原因ともなり、命に関わる問題です。

女性の生理用品の経済的負担は、毎月の生理用品代を1,000円と仮定すると、一生涯で45万円以上と試算され、これは生理用ショーツ、痛み止め、ピルなど月経に必要なその他のものを除いた額です。加えて、生理用品は消費税軽減税率の対象外であり10%が課税されています。消費税軽減税率は酒類を除く食品と新聞購読料を対象としていますが、生理用品も贅沢品ではなく、女性が生きていくうえで最低限なくてはならない不可欠なものであり、軽減税率の対象とするべきと考えます。

世界では生理用品にかけられる税を撤廃する動きが広がっています。また、生理用品の無償提供の取り組みを進めている国々もあります。日本女性の生涯平均年収は男性に比べて低いうえに、生理用品の経済的負担がのしかかっています。生理の経済的負担を気にせず、生理中も快適に学び、働き、生活し、自己実現できる環境をつくることは政治の責務です。以上のことから、生理の貧困の問題を改善するために生理用品の軽減税率化は現実的かつ有効な政策であると考えます。

よって、国会及び政府に対し、下記の措置を講じられるよう強く要請します。

記

1. 生理用品を消費税軽減税率の対象とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和5年 月 日

衆議院議長	額賀 福志郎	様
参議院議長	山東 昭子	様
内閣総理大臣	岸田 文雄	様
財務大臣	鈴木 俊一	様
総務大臣	鈴木 淳司	様
厚生労働大臣	武見 敬三	様
内閣府特命担当大臣（男女共同参画）	小倉 将信	様

大分県国東市議会
議長 丸小野 宣康